

みんなで守ろう美郷の水

町内の河川の水質調査結果をお知らせします

町では、河川などの水質を調査することにより、家庭や工場からの排水や町内にある廃棄物処理場（一般廃棄物最終処分場・へい獣処理場・産業廃棄物中間処理施設）が水環境に影響を与えていないかどうかチェックしています。今年度は、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている「環境基準項目」について、町内の河川5カ所で水質調査を行いました。

■水質調査結果

①類型指定のある地点(県が利用目的により指定類型化した河川)

環境基準に対する適合状況

地 点	指定類型	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量		浮遊物質量		溶存酸素量		大腸菌群数	
		実施日	7/2	11/17	7/2	11/17	7/2	11/17	7/2	11/17	7/2
横手川旭川橋	B	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
出川釜蓋橋	A	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

○：適合 ×：不適合

②類型指定のない地点(類型化されていないが、どのタイプの基準に適合しうるか表したもの)

環境基準に対する適合状況

地 点	実施日	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量		浮遊物質量		溶存酸素量		大腸菌群数	
		7/2	11/17	7/2	11/17	7/2	11/17	7/2	11/17	7/2	11/17
吐出草地下流雑分		D	D	AA	AA	AA	AA	AA	AA	B	AA
菩提沢川下流狐森		AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	外	B
西の沢川上流左側		AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	外	B

AA～D：適合できる類型 外：どの類型にも不合格

■調査結果について

今回調査した河川では、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶解酸素量とも国で定める「水質の生活環境の保全に関する環境基準」に適合し、工場排水や廃棄物処理場の影響は見られませんでした。ただし、大腸菌群数は水温の上昇や湧水による水量の低下が重なる夏場に基準を上回る値が見られ、下流域ほど高い値となっていることから、住居区域からの生活排水の流入が起因しているものと考えられます。町では引き続き河川の水質について監視を続け、水質汚濁防止や河川環境維持に努めます。

河川への不法投棄の防止や監視に対する町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

環境 キーワード

●指定類型

大きな河川には類型というものが定められており、その類型に応じて生活環境保全に関する環境基準が決められています。

●水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標です。有害物質の混入などの異常が発生した場合、この数値が急激に変化することから、水質を監視する指標として用いられます。

●生物化学的酸素要求量(BOD)

水中にある有機物を、バクテリアなどの微生物が分解する時に消費する酸素の量を示します。一般的に数値が大きくなれば、水中に有機物が多く、水が汚濁していることを意味します。

●浮遊物質量(SS)

水中にある顕微鏡で見える程度の大きさの粒子の量を示します。通常、この数値が高いほど水が濁っていることを意味します。

●溶存酸素量(DO)

水中に溶解している酸素量で、魚介類などの生物が生存するためには、一定量の溶存酸素が必要とされています。一般的に、この数値が低いとドブの臭いをするようになります。

●大腸菌群数

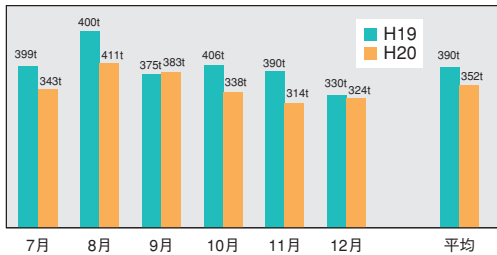
大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数を示しており、尿汚染の指標として用いられます。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

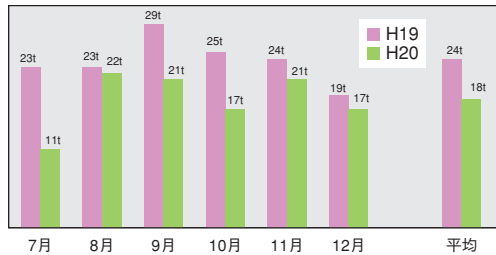
進んでいます「家庭ごみの減量化」

家庭ごみの有料化制度が本格実施となった昨年7月から12月までの6ヶ月間の状況をお知らせします。

家庭ごみ有料化後のもやせるごみの量



家庭ごみ有料化後のもやせないごみの量



※燃やせるごみについては、月平均で換算すると、町民1人あたり2kgの減、標準的な4人家族では8kg(ごみ袋2袋分)の減となります。

昨年7月から12月までのごみ排出量は、前年同時期と比較すると、「燃やせるごみ」は**11.5% (275t)**、「燃やせないごみ」は**23.8% (34t)**それぞれ減少しました。

これは、ごみの分別・資源化、排出の抑制など、町民の皆さんの意識行動によってごみ排出量の削減効果が徐々に現れてきた結果となっています。

引き続き、「ごみの減量化」に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いします。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

～家庭用生ごみ処理機を購入予定の方へ～ 購入費の一部を補助します

町では、家庭から出されるごみの中でも特に生ごみを減らすことを目的として、生ごみ処理機を購入予定のご家庭に対し、購入費の一部を補助しています。購入を予定している方はぜひご利用ください。

補助対象者 ● 町内に住所があり居住している方で、初めて生ごみ処理機を購入される方(法人は除く)

補助金額 ● 購入費の2分の1(上限5万円)

(例1)生ごみ処理機の購入額7万円 → 町の補助額 3万円5千円

(例2)生ごみ処理機の購入額10万円以上 → 町の補助額 5万円が限度額です

申請方法 ● 千畑庁舎住民生活課、六郷・仙南庁舎総合サービス課に申請用紙がありますので、見積書を添付のうえ申請してください。

○生ごみ処理機は大きく分けて2種類あります。(価格は5万円～10万円程度)

①微生物(バイオチップ)を生ごみに混ぜて分解し、処理をするバイオ式

②電気を使いヒーターの熱や風で生ごみを乾燥させて処理する乾燥式

◎生ごみ処理機のメリット

①生ごみを1/7～1/10程度に減らすことができ、臭いもさほどなく、残り(乾いた番茶のカスのような状態)は、花壇、畑の肥料に使用することができます。

②「燃やせるごみの日」に出すごみが軽くなり、運ぶのが楽になります。水切りをする作業もなくなります。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

「どんど焼き」を行う場合は消防署への届出が必要です

これから小正月行事の時期を迎えますが、地域のどんど焼き等を行う場合は、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出」が必要です。届出用紙に必要事項を記入のうえ、最寄りの消防署に直接届けてくださるようお願いいたします。(届出用紙は消防署に備えてあります。)

なお、焼却する場合は周辺環境に迷惑や支障が生じないように十分ご注意ください。

※野外での廃棄物等の焼却は法律で禁止されていますが、「どんど焼き」等の地域行事などは例外として認められています。

※届出書は大曲仙北広域市町村圏組合消防本部のホームページにも掲載しています。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

大曲消防署東分署 ☎0187(88)2119

大曲消防署南分署 ☎0187(87)8119